

# 基調講演「日本放射線看護学会の挑戦 ——放射線防護のキーパーソンとしての 看護職を目指して——」

## Challenge of the Radiological Nursing Society of Japan: Aim for being the key-person of radiological protection

日本放射線看護学会 理事長  
草間 朋子

President of the Radiological Nursing Society of Japan  
Tomoko KUSAMA

東京医療保健大学 名誉教授  
Emeritus Professor of Tokyo Healthcare University

### 1. 放射線・原子力利用と放射線看護

医療において放射線診断・治療は不可欠な診療行為となっている。また、脱炭素社会に向けたエネルギー基本計画について、2030年の原子力エネルギーの電源割合を20～22%とする案が政府から提示された(2021年)。日常生活において、放射線は国民にとって身近な存在となっているにもかかわらず、放射線・原子力に対する理解や不安は、従前と変わっていないのが現状である。このような状況の中で、患者や地域の人々にとって最も身近な存在であり、数多くの健康情報を把握し、人々に「寄り添う」ことを基本姿勢としている看護職が、放射線利用におけるステークホルダー、患者・住民のアドボケートとして、安全、安心な放射線利用に向けて貢献できるよう日本放射線看護学会は活動をしている。

放射線の医療利用などにおいて、看護師が、利用に直接的に関わる機会は制度上、限られている。しかし、放射線利用は、放射線防護・安全の活動なしでは進められない。放射線防護・安全(Radiological Protection and Safety)は、「人」「社会」を対象にした活動であり、看護職の特性を活用して、自律的に関わっていくことができる。放射線防護・安全にかかわる活動を効果的、効率的に実現し、円滑な放射線利用の推進・発展を支えていくことが、「放射線看護」の役割であると考えている。

### 2. 「放射線防護・安全」に係る日本放射線看護学会の具体的な取組

#### 1) 「放射線」の視座で、対象者と真摯に向き合うことができる看護職の育成

放射線医療の現状から看護職は、「放射線」を避けて通ることはできない。全ての看護職が、放射線、放射線被ばく、放射線リスクに対する不安や疑問を持つ患者や住民と、「いつでも」「どこでも」、対峙し、放射線影響などのエビデンスに基づき、「こころ」をもった対応ができる能力を習得しておくことが、専門職として必要であると考え、これを具現化するために、本学会は、以下の取り組みを行っている。

- ① 基礎教育の課程で、全ての学生が「放射線」を学ぶことができるように、看護学モデルコアカリキュラムなどへの「放射線」科目の導入と、「放射線看護」のモデルシラバスの作成と普及
- ② 現任看護師に対する「放射線看護」の教育・研修の充実

放射線・原子力利用が本格化した1960年代以降、看護の基礎教育の中で「放射線看護」教育が行われる機会は全くないまま今日まで来てしまった。このために、看護職は、ともすれば、放射線を避け、放射線を「我が事」として認識している看護職はほとんどいなかった。このような状況を改革するために、基礎教育のカリキュラムに「放射線看護」を取り入れ、定着していくための働きかけを国や行政に向けて行ってきた。今後は、「基礎教育で放射線看護」の教育を担当できる教員などを確保し、アクティブラーニングを取り入れた教育手法・教育内容を整備していくことが大きな課題である。

さらに、医療現場の看護職などを対象に、放射線防護関連法令で規定されている研修訓練を、「受けてみたい」、「受けてよかった」と思うような魅力的なものにしていく必要があると考え、現在、日本放射線技術学会と連携し、現任教育・研修の充実に向けた検討を進めている。

教育・研修の成果が実を結ぶには時間がかかる。焦らずに地道な努力を積み重ねていきたい。

## 2) 看護職自身が安心・安全に就労できる放射線業務に係る基準の整備

放射線利用にあたっては、放射線業務に関わる看護職自身の放射線防護・安全の確保も重要課題であり、本学会では次の取り組みを行っている。

- ① 放射線診療従事者の指定のためのガイドラインの作成と普及
- ② 眼の水晶体のモニタリングのガイドラインの作成と普及

被ばくする可能性の高い看護職を、「放射線診療従事者」として指定し、被ばく線量の測定・記録、電離放射線健診の実施、教育訓練の実施などの安全対策を徹底していくことが必要である。放射線診療従事者として指定するか否かは、看護職が所属する施設長の判断で行われるために、施設間の統一した基準はなく、看護職は異動の度ごとに、管理方針が異なる環境で就労することになる。そこで、全国共通の基準の下で、「どこで働いても同じ安全方策が受けられる」ようにするために、「放射線診療従事者指定ガイドライン」を作成し、現在、普及に努めている。看護職を対象にしたガイドラインであるが、職場の移動頻度の高い医師などにも拡大していく必要がある。また、職場を移動した場合、個々の職場における被ばく線量を積算し、管理できる仕組み（被ばく線量の一元管理）が、現在存在しない（原子力施設の作業員については1977年以降整備されている）ので、この仕組みづくりを進めている。

眼の水晶体のしきい線量の変更に伴い水晶体の線量限度が引き下げられた。水晶体の被ばくが避けられない看護師に対して適切なモニタリング（線量の測定と記録）を徹底していくために、ガイドラインを作成し、管理すべき看護職を確実に管理するようにした。

放射線防護・安全は、利用実態などを考慮し、過不足なく行っていくことが基本である。現場の状況を理解している会員のさまざまな研究活動を通して、柔軟で実用的な放射線防護・安全の「考え方」「やり方」を提案し、放射線利用の推進に貢献できればと考えている。

## 3. 「放射線看護」のプレゼンス

2011年の東京電力福島第一原子力発電所の事故を一つの契機として設立された本学会も10年以上が経過した。会員の就労場所は多岐にわたり、放射線との関わり方も多様であるが、それぞれの立場で「放射線看護」の役割を認識して活動し、活動実績を一つひとつ積み重ねていくことが、実践の科学である「放射線看護学」

の確立につながる。放射線利用があつての「放射線看護」であり、円滑な放射線利用を支えていくことが「放射線看護」の役割である。「放射線看護 (Radiological Nursing)」の対象は、「人」「社会」である。放射線利用領域の「ソーシャルキャピタル」の充実を図り、時代・社会のニーズに柔軟に対応した「放射線看護」を開発し、提供していくことが、「放射線看護学会」そして「個々の会員」の使命である。

放射線看護学会としては、会員に対する情報発信はもとより、看護界・医療界に向けての情報発信、患者・国民に向けての情報発信、海外に向けての情報発信を続け、「放射線看護」「放射線看護学会」のプレゼンスを明確にしていきたい。